

本論文「近代朝鮮における宗属関係と条約関係—対外政策と外政機構の検討から」は、1882年から1894年までの朝鮮の対外関係について、宗属関係と条約関係を対立的に捉える従来の研究の傾向を批判し、1880年代以降、清が朝鮮に要求した宗属関係は条約関係をも包摂したものだだったという視点を強調して、豊富な史料を使用しながら考察した論考である。

本論文は、序論と結論を含めて全八章からなるが、各章の概要は以下のとおりである。

序論は、研究史の整理と批判を行ない、本論文の課題として、第一に先行研究で扱われることが少なかった対外案件や日常の対外関係を、1890年から1894年の時期を含めて取り上げること、第二に朝鮮の対外関係を対外政策と外政機構の両面から論じること、第三に「朝鮮からみた宗属関係」を、西洋諸国を含む当時の東アジア世界の諸関係の中で位置づけることの三点を掲げる。

第一章「朝鮮政府の近代国際関係への対応（1876-1894）」は、先行研究が朝鮮の条約体制への参入として論じてきた歴史的な事件について、先行研究を批判的に検討しつつも独自の史料を加えて整理・確認し、序論で掲げた本論文の課題・論点の研究史的意義を確認した。

第二章「朝鮮政府の駐津大員の派遣（1883-1886）」は、商民水陸貿易章程に基づいて天津に派遣された駐津大員の性格と活動実態を考察し、駐津大員は天津に常駐することなく、また職務規定には「領選使節目」が使われていることから、近代的な在外施設というよりはそれまでの領選使や貢使の延長上にある使節だったことを明らかにした。

第三章「朝鮮政府の駐津督理商務事務の派遣（1886-1894）」は、1886年に駐津大員から改称・改編された駐津督理の性格と活動実態を考察し、駐津督理は近代的な領事の要素を取り入れた使節であったが、その活動には駐津大員と同様に宗属関係を継続・維持する業務も含まれていたことを明らかにした。そうして、駐津督理は宗属関係を保ちながら、1886-1887年に行なわれた朝鮮政府の外政機構改編の流れを受けて、近代的な外交制度を取り入れようとした使節だったと指摘した。

第四章「統理交渉通商事務衙門の運営実態—『統理交渉通商事務衙門統章程』制定に着目して」は、朝鮮の対外関係を扱う官庁である統理交渉通商事務衙門（外衙門）について、『統署日記』等の基礎史料から実務担当者の職務内容や勤務実態を考察し、外衙門では1887年頃に西洋諸国や日本との対外実務の増加による主事の増員と実務の具体化が行なわれ、1892年頃に対外実務に熟達した「総務」が置かれるという、近代国際関係に対応する制度の改変が行なわれたことを明らかにした。

第五章「朝鮮からみた神貞王后死去をめぐる諸問題」は、1890年の神貞王后死去に際しての朝鮮政府の対応を考察し、朝鮮政府による弔勅使派遣の停止要請は、清の宗主権強化への抵抗だとか朝鮮の独立国家への志向というこれまでの見解とは異なり、財政悪化による民心の不安定を背景にしたもので、また国王が実際には弔勅使を丁重に受け入れたこと

から、朝鮮にとってこの時も条約体制より宗属関係が上位にあったことを明らかにした。

第六章「朝鮮からみる日清戦争開戦過程」は、朝鮮政府が1894年の日清開戦の過程で展開した対外交渉について考察し、朝鮮政府は東学農民運動の鎮圧や日本軍の駐屯に対して第一に清に援兵を求める一方で、条約関係国に対しては周旋条項を用いて日清両軍の撤兵のための調停を依頼したことを明らかにした。そうして、このような交渉方法は1884年の甲申政変の善後処理や巨文島事件への対応の際にも行なわれたもので、朝鮮にとって清への援兵要請と条約関係国への調停要請は、ともに「小を字（いつく）しむ」という意味での「保護」として理解されていたと指摘した。

以上の各章での考察を踏まえ、結論では序論で掲げた三つの課題に即して、次のように論じている。第一に、宗属関係を主として条約関係を副とする朝鮮の対外政策は、1894年の日清開戦に至るまで大きく変わることがなかった。その背景には、朝鮮にとって宗属関係の理念や実践は不変のものであるという認識があり、さらに朝鮮こそが「中華」を支え守るという対外政策の理念があったと考えられる。第二に、対外政策に大きな変化がみられなかった一方で、外政機構には近代国際関係に対応するための変化がみられた。それは清によって変容される宗属関係に、朝鮮が外政機構の変化によって対応したためであった。第三に、一見相反する宗属関係と条約関係は、朝鮮にとって「保護」という概念で結び付いて理解されていた。これら三点をつうじて、朝鮮にとって宗属関係は廃棄したり抜け出そうとしたりする対象ではなく、むしろ朝鮮こそが「中華」を支え守るとの矜持から、継続・維持すべき対象であったが、しかし宗属関係を変容させる清に対して、自らが考える宗属関係を重視する場合もあり、それが朝鮮と清との軋轢となったと結論づけた。

以上のように要約される本論文の第一の意義は、研究史の整理と批判に基づいた明確な問題意識のもと、駐津大員と駐津督理、統理通商交渉事務衙門などの外政機構、またこれまで研究が手薄だった神貞王后死去後の弔勅使派遣問題などについて、実証的に考察を行なっていることである。その際、韓国のソウル大学校奎章閣や韓国学中央研究院蔵書閣の所蔵のものはもちろんのこと、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵のもの、イギリスの外交文書など、多くの未刊行史料を使用しており、これらのなかには、『咨文』『咨文(二)』や『朝鮮駐津署所発各処電報(一)(二)』などのように、初めて使用される史料も含まれていることも注目され、本論文は史料の発掘という意味でも学術的価値が高い。

本論文の第二の意義は、「朝鮮からみた宗属関係」という課題を設定し、朝鮮史研究の立場から東アジア近代史研究に問題提起を行なった点である。本論文は中国史研究者による宗属関係研究の参照によって、朝鮮はいかに近代的外交を受容し、宗属関係を否定したかというこれまでの一般的な朝鮮近代史研究の枠組を相対化・再検討した。そこからさらに進んで「朝鮮からみた宗属関係」という課題に取り組んだことによって、朝鮮にとっての近代条約体制への参入は、変容する宗属関係への対応だったという視点、宗属関係と条約関係を結びつける「保護」という概念など、日清戦争以前の東アジア世界について新たな論点を意欲的に提示している。また、「朝鮮からみた宗属関係」を東アジア世界のなかでとらえるために採用されたマルチ・アーカイブ方式も、朝鮮近代史研究の発展に貢献するものである。

審査委員会では、分析上の概念の規定に曖昧な部分があること、史料の読みに問題が残ることなどが指摘され、また本論文の課題を解決するには考察する時期を拓げる必要があ

ること、全体の課題に照らして扱った事柄に偏りがあるためさらなる工夫が必要なことなど、大枠に関わる不足点も指摘された。しかし、大枠に関わる不足点にしても、本論文が提示した新たな論点に関する今後の課題として指摘されたものであり、これらは本論文の学術的価値を本質において損なうものではないことが、審査委員会で確認された。

以上の判断から、本審査委員会は本論文を博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定することに、全員一致で合意した。